

# 新潟市非常勤職員要綱

平成 7 年 3 月 7 日制定  
平成 7 年 4 月 1 日施行  
平成 7 年 12 月 1 日改正  
平成 9 年 4 月 1 日改正  
平成 10 年 4 月 1 日改正  
平成 11 年 4 月 1 日改正  
平成 14 年 4 月 1 日改正  
平成 15 年 4 月 1 日改正  
平成 16 年 4 月 1 日改正  
平成 17 年 3 月 21 日改正  
平成 19 年 4 月 1 日改正  
平成 19 年 9 月 1 日改正  
平成 21 年 4 月 1 日改正  
平成 22 年 6 月 29 日改正  
平成 23 年 4 月 1 日改正  
平成 24 年 4 月 1 日改正  
平成 25 年 4 月 1 日改正  
平成 27 年 4 月 1 日改正  
平成 31 年 4 月 1 日改正  
令和 2 年 1 月 1 日改正  
令和 3 年 4 月 1 日改正

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新潟市の非常勤職員の報酬、その他就業に関する事項を定めることにより、当該職員の適正な人事管理と福祉向上に資することを目的とする。

2 非常勤職員の取扱いについては、法令その他の別の定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、非常勤職員（以下「職員」という。）とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職務の性質上勤務時間を定めることが適当でない職員をいう。

## 2 削除

(職名)

第3条 職員の職名は、非常勤嘱託とする。ただし、特別の事情によりこれによりがたい場合は、この限りではない。

## 第2章 任用

(任用)

第4条 職員は、年齢18歳以上60歳未満の者のうちから職務遂行上適当と認めるものを選考のうえ、市長が任命する。ただし、当該上限年齢以上の者であっても、特別の事情により、市長が認めるものにあつては、任命できるものとする。

2 地方公務員法第16条各号の一に該当する者は任用しない。

(任用期間)

第5条 職員の任用期間は1年以内とする。ただし、当該期間は会計年度を超えないものとする。

2 前項の任用期間は、市長が公務の能率的運営を確保するため必要があると認める者について更新することができる。この場合において、前条の規定を準用する。

3 前項により更新する場合は、通算して5年を限度とする。ただし、資格・免許を要するなど特に採用が困難である等、市長が特に必要と認める職員はこの限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に認める職員には、期間を定めないで任用することができる。

(離職)

第6条 職員は任用期間の途中で退職しようとする場合は、退職しようとする日の30日前までに市長に願い出なければならない。

2 職員が次の各号の一に該当する場合、市長は労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定するところにより、当該職員を解職することができる。

① 勤務成績が良くない場合

- ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - ③ 事務又は事業の運営上、任用を継続する必要がなくなった場合
  - ④ 法令、本市の条例、規則等又はこの要綱に違反した場合
  - ⑤ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
  - ⑥ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
  - ⑦ 前各号に定めるもののほか、勤務させることが不相当と認められた場合
- 3 職員は、任用期間の途中で第4条第2項に該当するに至った場合は、その職を失う。
- 4 職員は任用期間が満了した場合は、当然に離職する。

### 第3章 勤務時間・休暇等 削除

#### 第7条から第14条まで 削除

### 第4章 報酬等

#### (報酬)

第15条 職員に、新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年新潟市条例第4号。以下「非常勤職員条例」という。）に基づき、報酬を支給する。

#### 2 削除

#### 第16条 削除

#### (報酬の日割計算及び減額)

第17条 職員が月途中で任用又は離職（死亡した場合を除く。）した場合の報酬は、一般職常勤職員の例により日割計算により支給する。

#### 2 削除

3 職員が月途中で死亡した場合の報酬は、その月の全額を支給する。

4 第1項に規定する以外の職員の前3項各項に掲げる場合の報酬の支給は、非常勤職員条例第3条第5項第2号の規定するところによる。

#### 第18条 削除

#### 第19条 削除

#### 第20条 削除

#### 第21条 削除

(費用弁償)

第22条 職員の費用弁償については、非常勤職員条例の規定するところによる。

第23条 削除

第5章 服務

(服務の基本)

第24条 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、誠実に職務を遂行しなければならない。

(法令等の遵守)

第25条 職員は、職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及び規程に従うとともに、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(禁止行為)

第26条 職員は、公務員としての信用を傷つけ、又は市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密の保持)

第27条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。離職後も同様とする。

(職務に専念する義務)

第28条 職員は、市長が特に認める場合を除き、職務の遂行に全力を挙げて専念しなければならない。

第29条 削除

第6章 福利・厚生

(公務災害補償等)

第30条 職員の公務災害補償については、新潟市の議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年新潟市条例第33号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定するところによる。

(社会保険の適用)

第31条 職員は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定するところにより、社会保険に加入するものとする。

(健康診断)

第32条 職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定するところによる。

(新潟市職員互助会への加入)

第33条 職員の新潟市職員互助会への加入については、当該互助会の規定するところによる。

## 第7章 補則

(委任)

第34条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、総務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において非常勤職員であった者で、引き続き施行日において職員であるものは、第5条第2項に基づき任用期間が更新されたものとみなし、第1号非常勤職員及び第2号非常勤職員にあっては、次の区分による日数を第10条第4項の年次有給休暇の「残日数」とみなして同項を適用する。

(1) 平成6年4月1日以降任用された職員 施行日の前日までの継続する任用月数に応じそれぞれ別表第1に掲げる年次有給休暇の日数に2分の1を乗じて得た日数（小数点以下の端数は切り上げる。）

(2) 前号以外の職員 別表第1に掲げる年次有給休暇の日数

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日において一般非常勤職員である者で、改正後の第2条第2項の規定により、新たに再雇用非常勤職員となる者については、第18条に規定する勤務年数加算及び第23条に規定する退職慰労金は、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市非常勤職員要綱第11条第1項第8号の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後新たに取得する休暇（再度取得する場合を含む。）から適用し、施行日の前日までに施行日以後も休暇を継続して取得する承認を受けている場合における施行日以後の当該休暇の期間については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市非常勤職員要綱第5条第3項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新規の採用者について適用し、施行日以前に採用されたもの（施行日以前に採用され市長の認める特別の事由等により退職した後、あらためて施行日以後に採用されたものを含む）は、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から当分の間、市長が特に認める第1号非常勤職員にあっては、

第2条第1項第1号の規定にかかわらず、本市の一般職常勤職員の勤務時間の4分の3を超えて勤務させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年3月31日に在職する第18条に規定する職員（同日付で解職又は離職する者を除く）に退職慰労金の清算額を給付する。

3 前項の規定する退職慰労金の清算額は従前の例により算出された平成19年3月31日現在の額とする。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項第2号の規定は同年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。ただし、第10条第4項の改正規定は、同年6月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の第11条第1項第12号の規定により与えられた休暇は、改正後の第11条第1項第12号の規定により与えられた休暇とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。